

事 務 連 絡

令和 2 年 5 月 26 日

指定障害福祉サービス事業者

指定通所支援事業者 御中

那覇市障がい福祉課

(公 印 省 略)

指定障害福祉サービス事業及び指定障害児通所支援事業等に利用する建物について

平素から本市の障がい福祉行政にご協力賜り感謝申し上げます。

指定障害福祉サービス事業(居宅系サービス事業及び相談支援事業を除く。以下同じ。)及び指定障害児通所支援事業等の指定及び変更届出時における当該事業等に利用する建物につきましては、下記のと通りの取扱いといたしますので、ご協力よろしく願いいたします。

記

○指定障害福祉サービス事業及び指定障害児通所支援事業等の指定及び変更届出時(※建物の変更時)における取扱いについて

- 1 昭和 56 年以前に建築された建物については、原則として指定及び指定の変更(建物の変更)を行いません。
- 2 消防法令適合通知書の交付を受けられない建物については、原則として指定及び指定変更を行いません。

※この通知は、令和 2 年 6 月 1 日以降の指定申請又は当該通知日以降の変更届出について適用し、現に指定及び変更届出の申請を行っている者については従前の例によるものとする。

○お問い合わせ

那覇市福祉部障がい福祉課

企画・庶務 G

担当：和田、川上、伊地

TEL:098-862-3275